忠岡町報道提供資料

令和８年９月９日提供

役場職員の「軽装勤務」を通年実施します

忠岡町役場では、職員が働きやすく、能力を発揮できる職場環境を実現するため、多様で柔軟な働き方の一環として、気象状況や執務環境などに応じて、ノーネクタイ・ノージャケット等の快適で働きやすい服装で勤務する「軽装勤務」を通年で実施します。

職員自らが快適で働きやすい服装を選択することで、職場環境の向上や業務の効率化を図り、住民サービスの向上につなげます。また、脱炭素社会の実現に向け、気温に応じた服装を選択するなど、職員が率先して環境に配慮した働き方を実践します。

１.開始日　令和８年９月１日（火）

２.対象職員　全職員
※消防職など、制服を着用する職員を除く

３.備考　公務員としての品位を損なわない節度ある服装とし、住民の皆さまに不快感を与えることがないように配慮し、TPO(時、場所、場面)に応じた服装とします。

(例)公式行事への出席等、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイを着用する等

問い合わせ先
担当課：秘書人事課（担当：竹内）
電　話：０７２５－２２－１１２２（内線１１２）
ＦＡＸ：０７２５－２２－０３６４